

堺市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

堺市食品衛生法施行細則（令和3年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「自動車」の次に「、省令別表第19第5号ロに規定する従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設」を加える。

様式第4号中

「

」を「

」に改め、

「自動販売機」の次に「又は全自動調理機」を加え、

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

」を

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

」に

改める。

様式第5号中「自動販売機」の次に「又は全自動調理機」を加え、「申請等」を「届出」に、

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

」を

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

」に

改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市食品衛生法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市食品衛生法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。